		項（第一号に係る部分に限る。）、第百条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百五条第四項において準用する同法第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十五条において準用する同法第六百八十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十九条第二項及び第二百四十九条第一項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第七百三十五条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百七十七条第三項において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百六十四条第五項、第二百七十五条第五項及び第二百七十九条第三項において準用する同法第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百六十七条第一項並びに第二百八十三条第三項
金融サービスの提供に関する法律	［略］	第十八条第二項において適用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項、第三十二条において準用する貸金業法第十九条の二及び第四十二条第一項

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第十一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ ２　［略］ ３　この府令（第十六号に掲げる用語にあっては、第百九十九条第十三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～三十六　略］ 三十七　金融商品仲介行為　法第六十六条の十一に規定する金融商品仲介行為（金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。以下同じ。）にあっては、金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項各号に掲げる行為）をいう。 ［三十八～五十　略］ ４　［略］	（定義） **第一条**　［同上］ ２　［同上］ ３　［同上］ ［一～三十六　同上］ 三十七　金融商品仲介行為　法第六十六条の十一に規定する金融商品仲介行為をいう。 ［三十八～五十　同上］ ４　［同上］